

第15次最低工賃新設・改正計画(令和7年4月～10年3月)

(令和7年10月1日時点)

局名	最低工賃件数	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	1	和服裁縫(改正)	1				
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、男子・婦人既製服(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
03 岩手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1			電気機械器具(改正)	1
04 宮城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
05 秋田	2	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1
06 山形	1	男子・婦人既製服(改正)	1			男子・婦人既製服(改正)	1
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2	横編ニット(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2
08 茨城	3	婦人・子供既製服(廃止)、男子既製洋服(廃止)	2	電気機械器具(改正)	1		
09 栃木	2	電気機械器具(改正)	1			電気機械器具(改正)、衣服(廃止)	2
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)、電気機械器具(改正)	2		
11 埼玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)	2	縫製(改正)	1	紙加工品(改正)、電気機械器具(改正)	2
12 千葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1		
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)、作業工具(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(廃止)、横編ニット(廃止)	2		
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
17 石川	0						
18 福井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)、貴金属製品(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
20 長野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
21 岐阜	3	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)	1
23 愛知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三重	1			車両電気配線装置(改正)	1		
25 滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1
27 大阪	1			男子既製洋服(改正)	1		
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3
29 奈良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広島	4	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(廃止)	2	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2
35 山口	0						
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(廃止)	1				
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛媛	1			タオル(廃止)	1		
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福岡	2	婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	婦人服(改正)	1
41 佐賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長崎	2			男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2		
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(改正又は廃止)	1
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮崎	2	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1
46 鹿児島	1			電気機械器具(改正)	1		
47 沖縄	1	縫製(改正)	1			縫製(改正)	1
合計	92		40		42		36

(注) 各年度の最低工賃の件数は令和7年10月1日現在のものである。なお、件名の後の( )は、計画策定時点における予定を記載したもの。  
改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。